

様式第28号（第2条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

医療法人事業報告書等届

令和 8年 6月 19日

静岡県知事 鈴木 康友 様

医療法人の名称	医療法人 社団 弘仁会 中根クリニック
主たる事務所の所在地	静岡県富士市一色495番地の1
代表者の氏名	理事長 清水 千枝

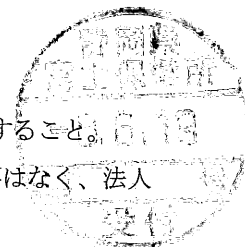
7 年度
3 8 期 の決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届け出ます。

提出書類

- (1) 事業報告書
- (2) 財産目録
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 関係事業者との取引の状況に関する報告書
- (6) 監事の監査報告書

(注)

- 1 医療法施行規則第32条の6第1号に掲げる者と同条第2号に掲げる取引がある場合は、関係事業者との取引の状況に関する報告書を添付すること。
- 2 社会医療法人の場合は、医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類を添付すること。
- 3 医療法施行規則第33条の2第1号及び第2号に規定する法人の場合は、次の書類を添付すること。
 - (1) 純資産変動計算書
 - (2) 附属明細表
 - (3) 公認会計士又は監査法人の監査報告書
- 4 医療法施行規則第33条の2第3号に規定する法人の場合は、次の書類を添付すること。
 - (1) 純資産変動計算書
 - (2) キャッシュ・フロー計算書
 - (3) 附属明細表
 - (4) 公認会計士又は監査法人の監査報告書
- 5 社会医療法人債発行法人であって社会医療法人でない医療法人は、その他必要な書類を添付すること。
- 6 貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りること。



様式 1

事業報告書

(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 社団 弘仁会 中根クリニック
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 静岡県富士市一色 4 9 5 番地の 1

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 昭和 6 3 年 1 1 月 2 2 日

- (4) 設立登記年月日 昭和 6 3 年 1 2 月 0 1 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード	開 設 場 所	許可病床数
診療所	中根クリニック	2 2 1 2 3 1 0 2 2 7	静岡県富士市一色 4 9 5 番地の 1	一般病床 7 床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
元気デイサービスふじの花	静岡県富士市一色 4 9 5 番地の 1	
小規模多機能ホームももの花	静岡県富士市三ツ沢 4 2 7 番地の 1	
グループホームももの花	静岡県富士市三ツ沢 4 2 7 番地の 1	
小規模多機能ホームかりんの花	静岡県富士市松本 1 3 4 番地の 1	
グループホームかりんの花	静岡県富士市松本 1 3 4 番地の 1	
看護小規模多機能さくらの花	静岡県富士市三ツ沢 2 4 8 番地の 1	
有料老人ホームさくらの花	静岡県富士市三ツ沢 2 4 8 番地の 1	

- (3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7 年 5 月 2 5 日 令和 6 年度決算の決定

令和 7 年 7 月 1 5 日 小規模多機能ホームももの花事業休止の決定

〃 看護小規模多機能さくらの花事業再開の決定

〃 有料老人ホームさくらの花事業開始の決定

令和 8年 3月 31日

令和 8年度の事業計画及び収支予算の決定

〃

令和 8年度の借入金額の最高限度額の決定

(4) その他

様式 2

法人名 医療法人 社団 弘仁会 中根クリニック
所在地 静岡県富士市一色495番地の1

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

財 産 目 録
(令和 8 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資	産	額		393,045 千円
2. 負	債	額		219,280 千円
3. 純	資	産	額	173,765 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	107,294
B 固 定 資 産	285,751
C 資 産 合 計 (A+B)	393,045
D 負 債 合 計	219,280
E 純 資 産 (C-D)	173,765 ✓

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土	地	(□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建	物	(□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-2

法人名 医療法人 社団 弘仁会 中根クリニック
所在地 静岡県富士市一色495番地の1

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表

(令和 8 年 3 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	107,294	I 流 動 負 債	43,609
II 固 定 資 産	285,751	II 固 定 負 債	175,671
1 有 形 固 定 資 産	230,569	(うち医療機関債)	
2 無 形 固 定 資 産	1,326	負 債 合 計	219,280
3 そ の 他 の 資 産	53,856	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 出 資 金	48,000
		III 積 立 金	125,765
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	173,765
資 産 合 計	393,045	✓ 負 債 ・ 純 資 産 合 計	393,045 ✓

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 2

法人名 医療法人 社団 弘仁会 中根クリニック
所在地 静岡県富士市一色 4 9 5 番地の 1

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 3 1 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	135,013
2 事業費用	102,291
本来業務事業利益	32,722
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	266,160
2 事業費用	289,327
附帯業務事業損失	△ 23,167
事業利益	9,555
II 事業外収益	23,517
III 事業外費用	2,487
経常利益	30,585
IV 特別利益	3,678
V 特別損失	779
税引前当期純利益	33,484
法人税等	8,328
当期利益	25,156 ✓

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式5

※医療法人整理番号						
-----------	--	--	--	--	--	--

法人名 医療法人社団 弘仁会 中根クリニック
所在地 静岡県富士市一色495番地の1

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	中根 孝子	会社役員	当法人の理事、 不動産の賃貸借	賃貸料の支払 (注) 1	8,556	なし	0

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1 不動産賃借料は、近隣相場を参考に行っている。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 社団 弘仁会 中根クリニック

理事長 清 水 千 枝 殿

私は、医療法人社団弘仁会中根クリニックの令和7会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 5 月 2 5 日

医療法人 社団 弘仁会 中根クリニック

監事 赤 渕 淳 心